

行政評価等プログラム

平成22年4月

総務省

行政評価等プログラム

平成 22 年 4 月
総 務 省

「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」（平成 22 年 1 月 12 日総務省。以下「強化ビジョン」という。）に掲げられた見直しの方向性を踏まえ、総務大臣主宰の行政評価機能強化検討会によるオープンな議論を経て、行政評価機能の抜本的強化方策を具体化するとともに、総務省行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、行政評価局の中期的な業務運営方針として、行政評価等プログラムを定める。

本プログラムについては、今後、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行うこととする。

I 機能強化の基本的考え方

1 行政評価機能の役割と機能強化の必要性

行政評価局の担う以下の各機能（以下「行政評価機能」と総称する。）は、いわば政府のレビュー機能として、行政の改革・改善を促し、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現に資する役割を担っている。

〔行政評価機能の全体像〕

- 政策評価推進機能
 - ・ 政策評価に関する基本的事項の企画立案（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 16 号）
 - ・ 各府省が行う政策評価の推進、各府省の政策評価結果の点検（総務省設置法第 4 条第 16、17 号、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 3、4、12 条）
- 「行政評価局調査」機能
 - ・ 複数府省にまたがる政策の評価（総務省設置法第 4 条第 17 号、政策評価法第 12 条）
 - ・ 各行政機関の業務の実施状況の評価・監視（総務省設置法第 4 条第 18 号）
- 行政相談機能
 - ・ 国民からの国に対する相談（苦情、意見・要望）の受付・解決の促進（総務省設置法第 4 条第 21 号）
 - ・ 行政相談委員との協働（総務省設置法第 4 条第 22 号、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号））
- 独立行政法人評価機能（政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務）
 - ・ 中期目標期間終了時の主要な事務・事業の改廃に関する勧告、各年度の業務実績に関する各府省独立行政法人評価委員会の評価結果への意見（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 5 項、第 35 条第 3 項）

他方、政治主導・国民主導の確立、税金の無駄使いの徹底排除等に向け、従来からの行

政システムの転換が求められている中、行政評価機能については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されており、行政に対する国民の信頼回復のため、機能強化を図り、政府全体のレビュー機能の質の向上に資することが必要である。

2 機能強化の視点

行政評価機能の強化に当たっては、鳩山内閣総理大臣が施政方針演説で示した「いのちを守る」政策の実現に向け、新たなパラダイム、ダイナミズムに適応しているかどうか、以下の点を重視し、聖域なく、行政運営を見直していくこととする。

- 国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカム（国民に対する成果）
- 公開度・説明度（説明責任）の徹底
- 国民との対話・協働

3 取組の方向性

強化ビジョン及び上記の視点に沿って、以下の方向で行政評価機能の強化に取り組み、政府内でレビュー機能を担う他の機関と連携しつつ、総務省として内閣を支援する機能を強化する。

- ① 政策評価推進機能については、
 - ・ 各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上
 - ・ 事前評価の拡充や成果（アウトカム）に着目した目標設定の推進等、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化

を図る。

- ② 「行政評価局調査」機能については、その特性をいかし、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充する。

調査実施に当たっては公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。

- ③ 行政評価機能を成す各機能は相互に密接に関連することから、各機能間の連携に留意するとともに、各機能を通じ、タイムリーな情報発信に努める。

- ④ 政策評価への取組が人事評価に一層円滑に反映されるような取組を推進する。

機能強化方策の具体化・実行に当たっては、年金記録確認第三者委員会における業務の動向等の状況変化に留意して、柔軟かつ適切に対応する。現在、行政評価局においては、年金記録確認第三者委員会の事務局を担っており、国民からの申立ての迅速かつ的確な処理を促進するため、調査等の要員を当該業務にシフトして取り組んでいるところであることから、機能強化方策の適切かつ効果的な実施に当たっては、当該業務について、早期にめどを付けることが不可欠である。このため、厚生労働省の年金記録回復委員会における年金記録問題への対応方策の検討に協力し、当該方策の具体化の内容に応じ、所要の措置を講ずる。

4 中期的課題

機能強化に向けた具体的取組と併せて、現行制度の枠組みを超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等に係る以下の中期的課題について、引き続き検討する。

- ① 総務省設置法に基づく調査対象、調査権限の在り方
- ② 政策評価制度の在り方（政策評価法の対象機関の範囲等）
- ③ 行政相談委員制度の在り方（地方公共団体との連携・協力の在り方等）
- ④ 政策評価・独立行政法人評価委員会の在り方
- ⑤ 行政評価・監視に係る審議機関
- ⑥ 局の名称、組織・体制

II 政策評価推進機能

1 政策評価に関する情報の公表

国民への説明責任を徹底するとともに、政策評価に対する国民の信頼を一層高めるため、政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえ、評価書の作成や情報の公表についての標準的な指針を定める「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（仮称）を策定する。

2 政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進

平成 22 年度から試行的に導入される政策達成目標明示制度に対し、政策評価については、適切な役割分担、連携・補完を図る。

政策達成目標明示制度の導入に伴い、政策評価においても、改めて成果（アウトカム）に着目した目標の設定を推進する。

また、政策達成目標明示制度において設定される政策達成目標の下、政策評価がこれと整合的に実施されるよう、評価対象政策の設定を推進する（政策評価制度と政策達成目標明示制度との関係については、後者の試行期間を通じて検討する。）。

3 事前評価の拡充

(1) 租税特別措置に係る政策評価

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、租税特別措置の抜本的な見直しの方針が示される中で、政策評価を厳格に行うことが明記された。これを踏まえ、租税特別措置に係る事前評価及び事後評価を導入するため、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）や政策評価に関する基本方針の改正等を速やかに行う。

(2) 規制による競争状況への影響分析

規制によって市場における競争にどのような影響が生じるかを把握・分析することにより、的確かつスムーズな政策決定を行うための判断材料を提供するとともに、規制をめぐる国民的議論に有用な情報を提供できるようにするため、規制による競争状況への影響分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行を開始する。

4 予算編成に資する政策評価の推進

以下の取組により、予算編成に資する政策評価を推進する。

- 規制の事前評価を除き、公共事業に係る評価を始め予算編成に関連が深い政策評価に

基本的に点検対象を特化し、効果的に公表する。

- II 2「政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進」による成果に着目した目標の設定を重視する。
- 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、以下の取組を推進する。
 - ・ 政策評価結果の予算要求への反映について各府省の説明責任を徹底する。
 - ・ 政策評価結果の予算要求への反映とともに、対応する決算に関する情報を明らかにする。これに関連し、本年から試行される「行政事業レビュー」の結果を関係する政策評価において活用する。
- 租税特別措置に係る政策評価を推進する。
- 予算の効率化ないし予算要求への反映を企図する政策達成目標明示制度や行政事業レビューとの連携について、両制度に協力しつつ引き続き検討する。

5 政策評価の推進における現地調査機能の活用

公共事業に係る評価等についての点検の効果を高めていくため、管区行政評価局・行政評価事務所において、それぞれの地元における個別具体的な公共事業について、現地情報を基にして、問題がありそうな事案の見極めを付け、必要があればそれに係る実態の調査等を行うことを検討する（その際、年金記録問題への対応状況に留意する。）。

6 その他

(1) 政策評価の結果の予算要求等への的確な反映の推進

政策評価の結果が予算要求等政策に的確に反映され、有効に活用されるよう、政策評価の質の向上や適時適切な実施を推進する。

また、平成 20 年度予算から、予算書・決算書の表示科目の単位と政策評価の単位とを対応させる等の見直しが行われていることも踏まえ、引き続き政策評価と予算・決算との連携強化を図るとともに、成果重視事業の事後評価等において政策評価の活用を図るための取組を推進する。

(2) 政府全体における政策評価の実施状況等の取りまとめ・公表

「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況」について、国民への説明責任を全うする観点から、分かりやすさとともに、十分な内容の確保に配慮し、毎年取りまとめ、公表する。

(3) 政策評価に関する調査・研究、研修の実施等

ア 評価手法等の調査・研究の推進

国内外の事例等の収集により、政策効果の把握の手法その他の政策評価の方法についての調査・研究を実施し、その結果を各府省に提供する。

イ 政策評価に関する全政府的な研修の実施等

政策評価に関する共通の理解と認識の普及・啓発、職員の意識改革、専門的知識の向上等に資するため、政策評価等に従事する職員に対して研修等を実施する。

ウ 政策評価に関する情報の活用の促進

政策評価の実施に必要な情報の府省相互間における活用の促進のための政策評価支援システムについて、その円滑な運用に努める。

エ 政策評価に関する広報の積極的な展開

政策評価の結果等を具体的かつ分かりやすく国民に示すことができるよう広報を積極的に行うとともに、政策評価に関する研修への参加機会を広く政策評価に関心ある者にも提供することにより、国民の理解の増進を図る。

(4) 政策評価への取組の人事評価への反映の推進

政策評価に取り組んだ職員の人事評価（業績評価）において当該取組を反映できることを明示し、政策評価の推進の観点から各府省に周知する。

Ⅲ 「行政評価局調査」機能

「行政評価局調査」機能の発揮に当たっては、以下の基本的スタンスに沿って取り組むこととする。

- 政務三役を中心としたオープンな議論を経て、行政評価等プログラムを策定し調査を実施する。
- 内閣における重要課題を踏まえ、行政分野を聖域なくカバーしつつ、テーマを選定、タイムリーに機能を発揮する。
- 制度の仕組み全体を視野に置き、縦割り行政の弊害の是正や組織・予算面の改革に資する指摘を重視する。
- 国民からの調査テーマ公募、調査手法におけるアンケート調査の活用等により、国民との対話・協働を推進する。
- 調査実施に当たっての視点として、公開度・説明度（説明責任）の徹底を重視する。
- 調査実施に当たって必要な専門的知識を有する職員の育成・確保、外部有識者の知見の活用を推進する。
- 行政刷新会議等の政府内の他のレビュー機関、財政当局等と十分に連携する。

1 閣議等の議論を通じた調査の推進

(1) 確証把握の充実・実効性確保

行政評価局の調査は、基本的に、全国を通じた調査により確証を得て問題点等を把握し、改善に結び付けていくことで効果を発揮するものであり、機能発揮が不十分との批判にこたえていくためには、調査における確証把握の充実・実効性確保を図ることが重要である。

このため、調査予定のテーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政務官懇談会等において報告することにより調査実施を推進するとともに、資料が得られないなど調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘することにより、調査における確証把握の充実・実効性確保を図ることとする。

(2) 改善措置状況のフォローアップ

調査機能の強化に当たっては、調査内容の充実を図るとともに、各府省による改善措置の徹底を図ることも課題となる。このため、勧告等に対する改善措置状況のフォローアップについて、以下の措置を講じることとする。

- 勧告等による改善効果をフォローアップし、改善が不十分であれば、閣議・副大臣会議・政務官懇談会等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底する。
- 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使する。

上記及びⅢ 1 (1)に掲げた方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要であり、中期的課題として引き続き検討する。

2 「機動調査チーム」の設置等「行政評価局調査」機能の多様化

予算編成、制度改正への反映等、タイムリーな機能発揮が求められていること等に対応し、以下の措置を講じることとする。

- 緊急・臨時の案件に機動的に対応し得る体制、運営を整備し、「機動調査チーム」を設置する。
- 各年度のプログラムであらかじめ実施を予定している調査について、業務の効率化や状況に応じた柔軟な調査計画の見直しにより、調査の迅速化を図る。あわせて、行政評価局が担う各機能の総合的な発揮による常時監視活動を展開する。
- 地域に身近な国の行政運営上の課題を取り扱う調査（地域計画調査）等において、行政相談機能との連携を強化し、行政相談を端緒とした調査を積極的に実施する。
- 改善措置状況が不十分な場合、必要に応じ、追加調査を実施する。
また、既に実施中の以下の措置についても、引き続き取り組む。
- 外部有識者から成る「年金業務監視委員会」の調査審議を踏まえ、年金記録問題に関する対応策の着実な実施や日本年金機構の業務の適正・確実な執行について監視を強化する。
- 年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について厚生労働省の検討委員会への対応等を実施する。

3 行政評価局調査の平成 22 年度テーマ

(1) 機能強化方策を踏まえた調査テーマ選定の考え方

調査テーマの選定に当たっては、上記 I 2 「機能強化の視点」及び I 3 「取組の方向性」を踏まえつつ、政務三役、有識者のオープンな議論を経て、以下の視点に沿ったテーマを選定した。

- 内閣の重要方針を踏まえ、国民の関心が高く、タイムリーに機能を発揮できるものを選定。
平成 22 年度は、以下の点を特に重視して選定。
 - ・ 従来見落とされがちだった問題や税金の無駄遣いの排除に資するものであること。
 - ・ 制度の仕組み全体を視野に置き、縦割り行政の弊害の是正や組織・予算面の改革に資するものであること。
- 過去の調査実績を踏まえて特定の行政分野に偏らないようバランスも考慮しつつ、行政分野を聖域なくカバーするものを選定。
- 政府部内でレビュー機能を担う他の機関や各府省における政策評価の実施との整合的機能発揮に留意しつつ、行政評価局の調査・改善機能の特性を効果的に活用できるものを選定。

(2) 具体的調査テーマ

平成 22 年度には、「税金の無駄遣い排除」（行政運営の効率化・適正化）、「国民のいのちと生活」（安心と安全）を大きな柱として、基本的に、次の調査テーマを実施する。

ア 「税金の無駄遣い排除」(行政運営の効率化・適正化)

- ・ 「職員研修施設」
- ・ 「法令等遵守(会計経理の適正化等)」
- ・ 「検査検定、資格認定等(利用者負担軽減等)」
- ・ 「社会資本の維持管理・更新」

※ 平成 21 年度から引き続き実施するテーマ

- ・ 「在外公館」
- ・ 「食品流通対策(流通コスト縮減)」

イ 「国民のいのちと生活」(安心と安全)

- ・ 「児童虐待の防止等」*
- ・ 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成」*
- ・ 「公共職業安定所における職業紹介等」

※ 平成 21 年度から引き続き実施するテーマ

- ・ 「バイオマスの利活用」*
- ・ 「製品の安全対策」
- ・ 「気象行政」
- ・ 「ホームページのバリアフリー」
- ・ 「食品表示の適正化」
- ・ 「貸切バスの安全確保」

上記に加え、平成 23、24 年度の実施を検討する調査テーマは、次のとおりである。
また、このほか、行政評価機能強化検討会等における個別テーマの実施に関する議論の中で指摘された事項について、引き続き検討する。

これらのテーマについては、毎年度、見直しを行うこととする。

ア 「税金の無駄遣い排除」(行政運営の効率化・適正化)

- ・ 「農地公共事業(農業水利施設)」
- ・ 「防衛省調達業務等」
- ・ 「事故米の不正転売問題等への対応」

イ 「国民のいのちと生活」(安心と安全)

- ・ 「自殺対策」
- ・ 「障がい者雇用」
- ・ 「テレワークの推進」*

(注)「*」を付したテーマは、政策評価法第 12 条に基づく複数府省にまたがる政策の評価

なお、政策評価法第 13 条に基づく事項については、末尾に別紙として記載している。

IV 行政相談機能

1 行政相談

行政相談については、国民視点と行政の接続を重視し、広く国民の意見を聴き、制度又は運営の改善につなげる活動を展開する。

このため、平成 22 年度においては、次のような具体的な取組を行う。

(1) 行政相談により得られる情報の調査・分析の充実

行政相談の事案分析を強化し、政策課題の抽出、構成を積極的に行う。あわせて、行政苦情救済推進会議の活用を図る。

また、「行政評価局調査」に際し、行政相談事案の情報を活用するとともに、行政相談と「行政評価局調査」の担当間での連携強化等を図る。

(2) 行政相談委員との協働の充実

国民の身近な相談相手として、ボランティアで相談を受け付けている行政相談委員との協働を充実させることにより、行政の制度・運営の改善を求める国民の声・ニーズを積極的に把握する。

このため、地方公共団体や各種相談機関等との連携の強化等の諸課題に的確に対応し、行政相談委員の相談処理状況等に応じた支援活動を展開する。具体的には、相談に係る機関相互のネットワークの強化や共同での処理、委員委嘱の際の協力などの連携活動強化、市町村合併や社会的弱者の状況等に応じた地域の相談ニーズをとらえ全国一律ではない「ねらい」を絞った効果的な行政相談活動を行うことを重視した支援のためのアクションプランを策定して取組を実施する。その際、地方公共団体が住民の福祉向上の役割を担っていることに配慮し、協力依頼文書の発出や関係機関との協議を行うなどにより、その協力を得られるよう努める。

さらに、平成 23 年度が行政相談委員制度 50 周年に当たることから、節目を迎えた行政相談委員制度の今後を展望する記念事業の準備を行う。

2 年金記録確認第三者委員会の活動

年金記録確認第三者委員会の活動を的確に補佐し、その調査審議の促進を図るとともに、年金記録確認第三者委員会の判断結果を踏まえ、厚生労働大臣に対し、あっせんを行う。

その際、当面は、平成 21 年度に申し立てられた年金受給者からのものについて、優先的に処理の促進を図る。

V 独立行政法人評価機能

独立行政法人通則法等に基づく独立行政法人の事務・事業の見直し及び業務実績に関する評価等について、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）に基づく行政刷新会議における独立行政法人の抜本的見直しの取組を注視しつつ、政策評価・独立行政法人評価委員会が行う次に掲げる活動を的確に補佐し、独立行政法人評価の客観的かつ厳正な実施等を確保する。

平成 22 年度に行う業務実績に関する評価に当たっては、保有資産の見直し及び内部統制の充実・強化を重要視点とする方向で、政策評価・独立行政法人評価委員会の審議を経て「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」等を改正する。

1 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃について

行政刷新会議における独立行政法人の抜本的見直しの取組を注視しつつ、独立行政法人の中期目標期間終了時における主要な事務及び事業の改廃、独立行政法人の中期目標期間終了時に主務大臣等が策定する次期中期目標・中期計画に関する調査審議を行い、必要に応

じてその結果を主務大臣に勧告等を行うこと。

《対象》平成 22 年度に中期目標期間が終了する 43 法人（注）

2 独立行政法人等の業務実績に関する評価について

府省の独立行政法人評価委員会等による毎年度及び中期目標期間終了時における独立行政法人等（日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）、国立大学法人、大学共同利用機関法人を含む。）の業務実績に関する評価の結果について調査審議を行うこと。

3 その他

役員の退職金に係る業績勘案率の調査審議、国民への独立行政法人評価に関する各種情報提供の充実、各府省の独立行政法人評価委員会との連携強化等を行うこと。

（注）平成 22 年度に中期目標期間が終了する独立行政法人（43 法人）

情報通信研究機構、酒類総合研究所、日本万国博覧会記念機構、国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、製品評価技術基盤機構、日本貿易振興機構、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査、海上災害防止センター、国立環境研究所、駐留軍等労働者労務管理機構

(別紙)

総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 13 条の規定に基づき、平成 22 年度以降の 3 年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を次のとおり定める。

1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第 12 条第 1 項及び第 2 項の評価に関して、以下の取組を推進する。

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価（政策評価法第 12 条第 1 項によるもの）

各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から行う複数府省にまたがる政策の評価（以下「統一性又は総合性を確保するための評価」という。）については、政府として指向すべき一定の方向性の下に統一性又は総合性を確保する必要がある政策であって、

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策、
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策、
- ③ 複数の行政機関の所掌に係る政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なものについて、政府全体としてのよりの確な政策の実現が図られるよう、重点的かつ計画的に実施する。

特に、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充する。

調査実施に当たっては、公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。

(2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第 12 条第 2 項によるもの）

各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の活動については、これまでの各行政機関が実施した政策評価についての審査の結果、政策評価の実例の蓄積等を踏まえつつ、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点から、次のとおり取り組む。

- ① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握
どのような政策についてどのように政策評価を行っているか又は行おうとしているのかなど各行政機関における政策評価の実施状況についての情報の収集・分析を行う。
- ② 各行政機関が実施した政策評価の実施手続等における客観性・厳格性の達成水準等についての審査

各行政機関が実施した政策評価について、引き続き、評価の質の向上の観点から審査を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策達成目標明示制度の下で定められた政策達成目標に密接に関連する政策に係る評価、規制の事前評価、租税特別措置に係る評価等について、重点化を図りつつ、行政機関ごとにかつ個々に審査を行う。

③ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定及びこれを踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価

これらについては、平成 15 年 8 月に公表した『『評価の実施の必要性の認定』の考え方の整理と今後の取組』等を踏まえ、個々の事案に即して、評価が適切に実施されているかどうかについての事実関係の把握・整理を行うことを通じて、

- i 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの、
 - ii 社会経済情勢の変化等に的確に対応するために評価が行われるべきもの
- について検討を行う。

評価の質の向上と信頼性の確保を図るとともに、国民に対する説明責任を果たしていくため、上記の検討を通じて明らかになった事実関係や得られた具体的な知見を整理の上、関係機関に提供するとともに、公表する。

2 平成 22 年度から 24 年度までの 3 か年に実施する評価のテーマ

統一性又は総合性を確保するための評価については、平成 22 年度から 24 年度までの 3 か年において、行政評価等プログラムの I 2 「機能強化の視点」及び I 3 「取組の方向性」を踏まえつつ、「税金の無駄使い排除」（行政運営の効率化・適正化）、「国民のいのちと生活」（安心と安全）を大きな柱として行うこととする。

具体的には、「児童虐待の防止等」、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成」及び「テレワークの推進」の各テーマについて、複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的な推進を図る見地から、全体として評価を実施する。

3 平成 22 年度に実施する評価のテーマ

平成 22 年度に実施する統一性又は総合性を確保するための評価は、上記 2 のうち、「児童虐待の防止等」及び「法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成」とする。

なお、このほか、「バイオマスの利活用」について、引き続き実施する。

4 その他評価の実施に関する重要事項

(1) 閣議等の議論を通じた調査の推進

ア 確証把握の充実・実効性確保

行政評価局の調査は、基本的に、全国を通じた調査により確証を得て問題点等を把握し、改善に結び付けていくことで効果を発揮するものであり、機能発揮が不十分との批判にこたえていくためには、調査における確証把握の充実・実効性確保を図ることが重要である。

このため、調査予定のテーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政

務官懇談会等において報告することにより調査実施を推進するとともに、資料が得られないなど調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘することにより、調査における確証把握の充実・実効性確保を図ることとする。

イ 改善措置状況のフォローアップ

調査機能の強化に当たっては、調査内容の充実を図るとともに、各府省による改善措置の徹底を図ることも課題となる。このため、勧告等に対する改善措置状況のフォローアップについて、以下の措置を講じることとする。

- 勧告等による改善効果をフォローアップし、改善が不十分であれば、閣議・副大臣会議・政務官懇談会等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底する。
- 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使する。

上記及び(1)アに掲げた方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要であり、中期的課題として引き続き検討する。

(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保、評価の質の向上の観点から、学識経験者の知見の活用として、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を積極的に活用する。

また、各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの等についての認定等に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。

(3) 評価に関する情報の公表

総務省が行う政策の評価について、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(仮称)の策定を踏まえ、積極的に評価に関する情報の公表に取り組む。

(4) 効果的・効率的な評価の実施

行政評価局が行う政策の評価の効果的・効率的な実施を図るため、行政評価・監視で得られた情報・データを活用するなど政策の評価と行政評価・監視との連携を図るとともに、学識経験者の知見の活用及び分析手法等の調査・研究等を推進する。

参 考 资 料

目 次

- 行政評価機能の抜本的強化方策の概要…………… 1
- 平成 22 年度行政評価局業務の全体像…………… 2

政 策 評 価

[平成 22 年度]

- ① 児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）…………… 3
- ② 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価（総合性確保評価）…………… 4

行政評価・監視

[平成 22 年度]

- ① 職員研修施設に関する調査…………… 5
- ② 国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査…………… 6
- ③ 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査…………… 7
- ④ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視…………… 8
- ⑤ 公共職業安定所における職業紹介等に関する行政評価・監視…………… 9

行政評価機能の抜本的強化方策の概要

<「行政評価等プログラム」のポイント>

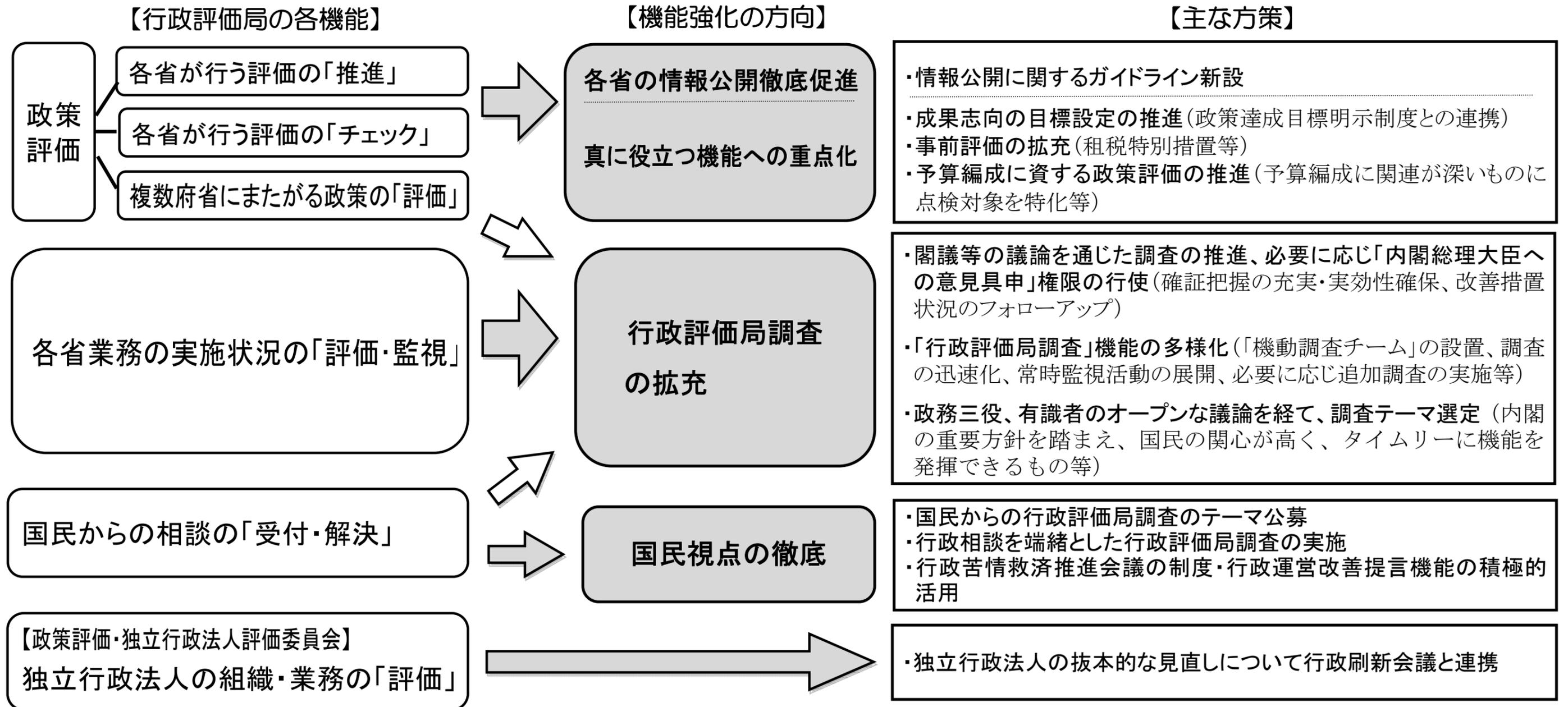
平成22年4月
総務省

《機能強化の視点》

「いのちを守る」政策の実現に向け、新たなパラダイム、ダイナミズムに対応しているかどうか、以下の点を重視し、聖域なく、行政運営を見直し

- 国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカム(国民に対する成果) [アウトカムに着目した目標設定の徹底、「行政評価局調査」を拡充し行政パフォーマンスの改革・改善を積極的に指摘 等]
- 公開度・説明度(説明責任)の徹底 [政策評価に関するバックデータの公表により外部検証可能性を確保、「行政評価局調査」の実施に当たっての視点として重視 等]
- 国民との対話・協働 [成果目標やその達成状況を明らかにし、国民的議論を喚起、国民からの調査テーマ公募、行政相談を端緒とした調査の実施 等]

- 政務三役を中心としたオープンな議論を経て「行政評価等プログラム」(毎年度定める局の業務運営方針)に盛り込み (順次、政令等改正)
- 現行制度の枠組みを超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等の中期的課題について、引き続き検討
- ※ 具体化・実行に当たっては、年金記録問題の早期解決への対応方策の検討に協力し、状況変化に留意して柔軟・適切に対応



平成 22 年度行政評価局業務の全体像

行政評価局調査	<p>[調査着手済み] →取りまとめ、勧告予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「バイオマス」<政策評価> ●「食品表示の適正化」 ●「貸切バスの安全確保」 ●「在外公館」 ●「製品の安全対策」 ●「気象行政」 ●「HPバリアフリー」 ●「食品流通対策」 	<p>[平成 22 年度新規着手テーマ]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【税金の無駄遣い排除（行政運営の効率化・適正化）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「職員研修施設」 ○「法令等遵守（会計経理の適正化等）」 ○「検査検定、資格認定等（利用者負担軽減等）」 ○「社会資本の維持管理・更新」 <p>【国民のいのちと生活（安心と安全）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「児童虐待の防止等」<政策評価> ○「法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成」<政策評価> ○「公共職業安定所における職業紹介等」 </div>	<p>[23、24 年度実施検討テーマ] （毎年度、見直しを行う。）</p> <p>【税金の無駄遣い排除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「農地公共事業（農業水利施設）」 ○「防衛省調達業務等」 ○「事故米の不正転売問題等への対応」 <p>【国民のいのちと生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自殺対策」 ○「障がい者雇用」 ○「テレワークの推進」<政策評価> <p>※ 上記のほか、行政評価機能強化検討会等における個別テーマの実施に関する議論の中で指摘された事項について、引き続き検討。</p>
	<p>常時監視</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>「常時監視」事項については、情勢の変化に応じ、「機動調査」の実施、既往の行政評価局調査の「再調査」の実施を検討</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○「年金積立金管理運用独法（GPIF）」 （「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」（厚生労働省）への対応） ○「年金業務監視」 （「年金業務監視委員会」と連携） ○既往の行政評価局調査のフォローアップ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>必要に応じ、「機動調査」として実施することを検討</p> </div>	<p>（緊急・臨時の案件については、「機動調査」で対応）</p>	
政策評価推進	<p>政策評価に関する基本的事項の「企画立案」、「推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策評価に関する情報公開の推進 成果志向の目標設定の推進 事前評価の拡充 <p>各府省が行った評価の点検</p>		
行政相談	<p>行政相談により得られる情報の調査・分析（行政苦情救済推進会議も活用）</p>		
独法評価	<p>（政策評価・独立行政法人評価委員会による）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間終了時の業務の見直し（43 法人） 平成 21 年度の業務実績の評価（保有資産の見直し、内部統制の充実・強化を重視） 		
年金記録確認第三者委員会	<p>年金記録確認第三者委員会による申立て処理 （厚生労働省の「年金記録回復委員会」の検討状況を踏まえつつ対応）</p>		

(注) ●印を付したテーマは、平成 21 年度行政評価等プログラムに掲載されているもの。
また、網掛けのものは 21 年 12 月から概況調査を実施するなど着手済みのもの。

政策評価

行政評価等テーマの背景事情等

実 施 年 度	平成 22 年度
テ ー マ 名	児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）
背 景 事 情	<p>① 平成 20 年度における児童相談所（4 月 1 日時点 197 か所）の児童虐待相談対応件数は 4 万 2,664 件であり、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）施行前の平成 11 年度 1 万 1,631 件の約 3.7 倍に増加するとともに、虐待による死亡事例も依然として後を絶たない状況にある。</p> <p>② 児童虐待への対応については、虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務等を定めた児童虐待防止法が制定された。</p> <p>その後、平成 16 年には、同法及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が改正され、国及び地方公共団体の責務等の強化、通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備が行われた。</p> <p>③ さらに、平成 19 年にも児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置の採られた児童との面会又は通信の制限の強化、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化等が図られるなど、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護・自立に向けた支援等児童虐待対応の各段階に応じた切れ目のない総合的な対策を行うこととされている。</p> <p>④ 平成 21 年 12 月から関係 5 府省等を対象に実施した概況調査により、国が講じている各種施策（事務事業）の把握等を行うとともに、22 年 4 月から全国的な実地調査を実施することにより、実際の現場における各種施策（事務事業）の取組状況、政策の効果を把握するための基礎データや事例等を把握する。</p>
評 価 の 観 点 等	<p>① 児童虐待の防止等に関する関係行政機関の各種施策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② 児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、都道府県、都道府県警察、都道府県教育委員会、市区町村、市区町村教育委員会、小中学校、児童福祉施設、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等

実施年度	平成 22 年度
テーマ名	法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価（総合性確保評価）
背景事情	<p>① 国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められている。</p> <p>② 平成 14 年 12 月に、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）が制定された。</p> <p>同法においては、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図ることとされている。</p> <p>③ 法科大学院への入学試験は平成 16 年度に開始され、18 年度には法科大学院修了者が初めて新司法試験を受験する状況となっており、22 年 1 月現在、全国に 74 校（国立 23 校、公立 2 校、私立 49 校）の法科大学院が設置されている。</p> <p>また、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう努める（「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定））などとされている。</p> <p>④ 一方、法科大学院修了者の新司法試験合格率（注）には、法科大学院ごとに大きなばらつきがあり、法科大学院教育の在り方が問われている等の指摘がある。また、法務省及び文部科学省は、平成 22 年 2 月に「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を設置し、現在の法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢の整理を行うこととしている。</p> <p>（注） 法科大学院修了者の平成 21 年の新司法試験合格率は 28%</p>
評価の観点等	<p>① 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	法務省、文部科学省、大学（法科大学院）、関係機関・団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評估・監視

行政評価等テーマの背景事情等

実施年度	平成 22 年度
テーマ名	職員研修施設に関する調査
背景事情	<p>① 国が設置している職員等の研修を担う施設は、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条の 2 に基づく施設等機関としての文教研修施設のほか、本省内部部局、地方支分部局及び試験研究機関等に置かれている研修所等があるが、その全貌は十分把握できていない。</p> <p>② 国家公務員の研修施設の在り方については、参議院決算委員会の平成 15 年度決算審査措置要求決議（17 年 6 月 7 日）において、「政府は、国の行政組織等の減量・効率化を推進するに当たり、研修施設の職員数の削減、組織の統廃合・民営化、国有財産としての施設の縮小など、行政改革の観点から、すべての研修施設を総点検すべきである。さらに国家公務員の研修の在り方についても、抜本的に見直すべきである」とされ、国は、所要の取組を行っているところである。</p> <p>③ 近年、地方公共団体の中には、職員に対する研修業務を包括的に民間に委託する例がみられる。また、国においても、「簡素で効率的な政府」の実現を図るため、各府省が行政効率化推進計画を策定し、行政の効率化に係る様々な取組を行っており、府省の中には、研修業務の一部を委託しているものがみられる。</p> <p>④ その一方で、国の研修施設にあっては、その設置・運営が各府省に任されているが、施設の稼働状況や業務の実施状況等の面で効率化を図る余地があるものがみられることなどから、平成 21 年 12 月から概況調査を開始したところである。</p>
主な調査項目	<p>① 職員研修の実施状況</p> <p>② 職員研修の見直し状況</p> <p>③ 職員研修施設・設備の活用状況</p> <p>④ 民間企業、地方公共団体における研修の実施状況</p> <p>⑤ その他</p>
調査等対象機関（予定）	全府省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等

実 施 年 度	平成 22 年度
テ ー マ 名	国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査
背 景 事 情	<p>① 法令等遵守（コンプライアンス）は、国家公務員や行政に対する信頼を確保する上で、極めて重要な課題であり、その態勢を確立し職員に徹底していくことが必要である。</p> <p>② 総務省は、平成 19 年 8 月から、全府省を対象に、「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」を行い、その結果、法令等遵守を推進する上で課題がみられたことから、21 年 3 月に全府省に対し、内部監査の的確かつ効果的な実施、内部通報制度の実効性の確保等を勧告したところ。</p> <p>③ その後、各府省においては、当該勧告を踏まえ、内部通報窓口の整備や会計監査の指摘事項に対する改善報告の義務付けなどの改善が図られているものの、依然として国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘がある。</p> <p>④ 国の行政機関においては、各府省の長のリーダーシップの下、不適正な会計経理の根絶に向け実効性ある方策を講ずるなど、法令等の遵守に関する取組を一層推進していくことが求められている。</p>
主 な 調 査 項 目	<p>① 勧告のフォローアップ事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員倫理法等に係る取組の推進状況 ・ 内部監査の的確かつ効果的な実施のための取組状況 ・ 内部通報制度の実効性を確保するための取組状況 ・ 懲戒処分の適正な公表の推進状況 等 <p>② 会計経理の適正化等対策の実施状況</p>
調査等対象機関（予定）	全府省、事業者等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等

実 施 年 度	平成 22 年度
テ ー マ 名	検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査
背 景 事 情	<p>① 検査検定制度については、国民の生命、身体及び財産の保護や災害防止、安全の確保等の目的を達成するため、鉱工業製品等の物資や施設・設備等が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認（証明）する方法や手続を法令等に規定するものであり、平成 14 年 8 月 1 日現在で 126 制度となっている。</p> <p>また、資格制度についても、国民の生命、身体及び財産の保護その他の目的を達成するため、特定の業務に関する専門知識、経験、技能等を有するものについて、国、都道府県等が認定等するほか、これらの資格者の業務等を規制するものであり、平成 15 年 1 月 1 日現在で 293 制度となっている。</p> <p>② 両制度とも、国民の生命、身体及び財産の保護などの目的を達成するために設けられたものではあるが、国民に対し、検査への対応や資格取得などのために、手数料、検査料、受験料、登録料等の負担を求めている。</p> <p>③ このため、その設定方法については実費等を勘案するなど適正な額である必要があり、また、その申請書等の記載事項や添付書類などの申請手続及びこれらに付随する実質的な負担についても必要最小限であるべきであるが、これらについての全貌は必ずしも明らかになっていない。</p>
主 な 調 査 項 目	<p>① 検査検定制度及び資格制度の概要</p> <p>② 検査検定制度及び資格制度の運営並びにこれらに付随する負担の状況</p> <p>③ その他</p>
調査等対象機関（予定）	全府省、特殊法人、独立行政法人、都道府県、政令指定都市、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等

実施年度	平成 22 年度
テーマ名	社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視
背景事情	<p>既に調査を行い勧告した道路橋（平成 22 年 2 月）を除く社会資本全般において、その維持管理及び更新に関する行政評価・監視を実施する。</p> <p>① 我が国の社会資本（道路、鉄道、港湾、上下水道、公園、公営住宅、学校等）は、1960 年代の高度経済成長期に集中的に整備され、現在、これらの構造物等の老朽化に伴う維持管理・更新等が重要な課題となっている。</p> <p>（注）社会資本とは、道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設、送電線網、ガス供給網、通信網等のユーティリティ施設（生活利便施設）、上・下水道、廃棄物処理施設、公園、公営住宅等の生活環境施設、病院、保健所、高齢者・身障者施設等の衛生・福祉施設、学校、図書館等の文教施設、治山・治水関連施設等をいう。</p> <p>② 総務省では、社会資本のうち道路橋を中心として、i) 橋梁の長寿命化対策の推進状況、ii) 橋梁の安全性及び信頼性の確保状況について調査した結果、国及び地方公共団体が管理する橋梁において、i) 長寿命化対策への取組の遅れ、ii) 必要な定期点検・補修等の実施が不十分となっている、iii) 維持管理に必要な基礎データの整備が不十分などの状況がみられたことから、平成 22 年 2 月、国土交通省及び農林水産省に対し、i) 長寿命化対策の推進、ii) 地方公共団体に対する技術支援等の改善事項を勧告した。</p> <p>③ しかしながら、橋梁以外の社会資本であるトンネル、港湾、下水道、公営住宅などの社会資本についても長寿命化対策への取組がみられるものの緒についたばかりであり、トンネルにおけるコンクリート片落下、下水道管きよの老朽化等による道路陥没、学校の天井の一部落下などが発生しており、安全対策上も十分なものとなっていない。</p> <p>④ 他の社会資本においても、道路橋と同様の実態が指摘されており、今後、老朽化に伴う維持管理・更新費用が増大することから、ライフサイクルコストを縮減するとともに安全性を確保するため、早急に調査を実施する必要がある。</p>
主な調査項目	<p>① 構造物の点検、調査の実施状況</p> <p>② 構造物の点検等に基づく補修・更新等の保全対策の実施状況</p> <p>③ 構造物におけるライフサイクルコスト縮減対策の取組状況</p>
調査等対象機関（予定）	財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、関係団体、事業者

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等

実施年度	平成 22 年度
テーマ名	公共職業安定所における職業紹介等に関する行政評価・監視
背景事情	<p>① 平成 22 年 1 月の有効求人倍率（厚生労働省「一般職業紹介状況」）は、0.46 倍、完全失業率（総務省「労働力調査」）は 4.9%で、ともに前月よりも改善したものの、引き続き厳しい水準にある。また、完全失業者数は 15 か月連続して増加し、前年同月と比較して 33 万人増の 323 万人となっており、雇用情勢は依然として厳しい状況にある。</p> <p>② しかしながら、新規求人数に対する就職件数の割合は 3 割以下（注）で、公共職業安定所に提出される求人の 7 割以上は未充足（以下「未充足求人」という。）となっており、公共職業紹介における労働力の需要と供給のミスマッチの解消が喫緊の課題となっている。</p> <p>（注）平成 22 年 1 月の常用労働者の新規求人数は、49 万 7,546 人で、これに対する就職件数は 11 万 7,304 人。充足率（就職件数／新規求人数）は 23.6%</p> <p>③ 近年では、都道府県、市町村、NPO 等による就労支援が効果を挙げている例があり、職業安定機関によるこれらに対する支援、これらとの連携が必要となっている。</p> <p>④ 市場化テストについては、いずれの事業も国の実績が民を上回っているが、官と民とでイコールフットイングになっていないとの指摘がある。</p> <p>⑤ この行政評価・監視は、公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化し、雇用のミスマッチの縮小に資する観点から、公共職業安定所における職業紹介業務の実施状況等を調査する。</p>
主な調査項目	<p>① 公共職業安定所における求人開拓及び職業紹介の実施状況</p> <p>② 未充足求人対策の実施状況</p> <p>③ NPO 等との連携状況</p> <p>④ 市場化テストの実施状況</p>
調査等対象機関（予定）	厚生労働省、労働局、公共職業安定所、都道府県、市町村、NPO、民間職業紹介事業者

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。